

財 務 諸 表

(個 人 用)

様式第18号 貸 借 対 照 表

様式第19号 損 益 計 算 書

事業年度 $\left[\begin{array}{c} \text{自} \\ \text{至} \end{array} \right]$

(商号又は名称)

貸 借 対 照 表
現在

商号又は名称 _____

資 産 の 部

I	流 動 資 産	千円
	現金預金
	受取手形
	完成工事未収入金
	売掛金
	有価証券
	未成工事支出金
	材料貯蔵品
	販売用資産
	短期貸付金
	前払費用
	未収入金
	その他
	貸倒引当金	△
	流動資産合計
	II 固 定 資 産	
	建物・構築物
	機械・運搬具
	工具器具・備品
	土地
	建設仮勘定
	破産更生債権等
	その他
	固定資産合計
	資産合計

負 債 の 部

I	流 動 負 債	
	支払手形
	工事未払金
	買掛金
	短期借入金
	未払金
	未払消費税
	未払費用
	未成工事受入金
	預り金
	引当金
	その他
	流動負債合計

II 固定負債

長期借入金

その他

固定負債合計

負債合計

.....

=====

純 資 産 の 部

期首資本金

事業主借勘定

事業主貸勘定

事業主利益

純資産合計

負債純資産合計

.....
.....
△.....

=====

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
期首資本金－前期末の資本合計
事業主借勘定－事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
事業主貸勘定－事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
事業主利益（事業主損失）－損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

損 益 計 算 書

自
至

商号又は名称

千円

I	完成工事高		
	兼業事業売上高		
II	完成工事原価		
	材料費		
	労務費		
	(うち労務外注費)		
	外注費		
	経費		
	完成工事原価合計		
	兼業事業売上原価		
	売上総利益 (売上総損失)		
	完成工事総利益 (完成工事総損失)		
	兼業事業総利益 (兼業事業総損失)		
III	販売費及び一般管理費		
	従業員給料手当		
	退職金		
	法定福利費		
	福利厚生費		
	維持修繕費		
	事務用品費		
	通信交通費		
	動力用水光熱費		
	広告宣伝費		
	交際費		
	寄付金		
	地代家賃		
	減価償却費		
	租税公課		
	保険料		
	雑 費		
	営業利益 (営業損失)		
IV	営業外収益		
	受取利息及び配当金		
	その他		
V	営業外費用		
	支払利息		
	その他		
	事業主利益 (事業主損失)		

注 工事進行基準による完成工事高

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 注は、工事進行基準による完成工事高が「完成工事高」の総額の10分の1を超える場合に記載すること。